

船舶事故調査報告書

平成31年1月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成30年7月15日 11時00分ごろ
発生場所	茨城県神栖 ^{かみす} 市波崎漁港北西方沖 波崎港東防波堤灯台から真方位296° 1.5海里付近 (概位 北緯35° 46.3′ 東経140° 49.1′)
事故の概要	プレジャーボート ^{きんとら} 金虎丸は、漂流中、転覆した。
事故調査の経過	平成30年8月6日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 金虎丸、0.6トン
船舶番号、船舶所有者等	232-38056千葉、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風速 約2m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、波崎漁港北西方沖において、海岸近くの磯波が発生している海域の東方で、機関を中立運転として釣りの目的で漂流した。</p> <p>本船は、東風により磯波が発生している海域に向けて圧流され、船尾方から磯波を受けたので、同海域から移動したものの、再度、同海域まで圧流され、船尾方から波高約1mの磯波を受けて海水が船内に流入し、右舷側に傾き始め、船長及び同乗者が海に飛び込んだ後に転覆した。</p> <p>船長及び同乗者は、泳いで海岸までたどり着き、付近で釣りをしていた人に118番通報を依頼した。</p> <p>本船は、転覆した状態で海岸に漂着し、後日、陸揚げされた。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、本事故時、船室に置いていた非防水型の携帯電話を取りに行く時間的余裕がなかった。</p>
分析	本船は、波崎漁港北西方沖において、磯波が発生している海域付近で漂流したため、風により同海域に圧流され、磯波を受けて海水が船内に流入し、右舷側に傾いて転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、波崎漁港北西方沖において、磯波が発生している海域付近で漂流したため、風により同海域に圧流され、磯波を受けて海水が船内に流入し、右舷側に傾いて転覆したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、

次のことが考えられる。

- ・ 磯波が発生している海域付近に近づかないこと。
- ・ 緊急時の連絡手段を確保するため、防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を常に身に付けておくことが望ましい。